

R 8 森林 森林土木関係歩掛等調査業務 2 特別仕様書

1 総則

本業務は、委託契約書、本仕様書及び甲との打合せ等によって進めるものとする。

2 目的

悪路等を通行し生コンクリート（以下、「生コン」という）を搬入する地区（以下、「悪路地区」という）における生コンの実態価格を調査し、森林土木事業の積算資料を得る

3 業務内容

生コンクリート遠隔地価格実態調査

(1) 調査対象地区は徳島県全域とする。

徳島農林事務所、吉野川農林事務所、美馬農林事務所、三好農林事務所、
美波農林事務所、阿南農林事務所那賀支所各管内

注：地区割等は県土整備部実施の地区単価設定に合わせるものとするが、事務所割は、各事務所の所管地域に合わせるものとする。

(2) 調査対象は、徳島県県土整備部調査の全種類とする。

(3) 調査の内容は次のとおりとする。

ア 現行積算体系及び運用に関する調査

(ア) 現行の生コン積算体系調査（現在の地区別単価における設定条件、各種割増の種類及び適用条件の確認等）

(イ) 各事務所における生コン割増価格の運用状況調査

(ウ) 令和8年度森林土木事業における生コン取引実績調査

注：(イ)、(ウ)については各事務所から聞き取る

イ 悪路地区における生コン割増価格実態調査

次の項目について、生コン業界（協同組合）や建設業界等から聞き取り調査を行う

(ア) 悪路地区における生コン価格

(イ) 各業界からの悪路割増に関する要望等

(4) 消費税の取扱いは、税抜き価格とする。

(5) 調査月及び調査回数は、令和9年2月の年1回とする。

4 再委託の禁止

軽微な業務を除き、再委託は禁止する。「軽微な業務」とはコピー、ワープロ、印刷、製本及び資料整理とする。

5 他部局との整合

資材の各品目の価格は、徳島県農林水産部及び県土整備部との整合を図ること。

6 成果品の報告

報告様式、報告期限については次のとおりとする。ただし、発注者が成果品の報告期限前に調査価格の提出を指示した場合には、受注者は指示された期限までに提出しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、発注者と受注者で協議して定める。

- (1) 報告は図書及び電子媒体（ＣＤ）とし、提出部数は図書２部、ＣＤ１部とする。
- (2) 報告図書様式は任意様式とする。
- (3) 報告期限は令和９年３月２４日とする。

7 過失

受注者は、業務完了後であっても、受注者の原因による疎漏、過失が認められた場合には、発注者が必要と認める訂正、補正等の措置をとるものとする。

8 報告書の充足

本仕様書は業務に必要な諸元と資料のうち必要な事項を示したものであり、これに記載されていない事項についても業務上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

9 その他

- (1) この調査で得られた資材単価については、閲覧に供することとしている。
- (2) 受注者は必要な段階ごとに打ち合わせを行い、作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。またその他疑義等が生じたときは、監督員の指示によるものとする。